

2025年4月11日

株主各位

東京都中央区京橋二丁目2番1号
artience 株式会社
代表取締役社長 高島 悟

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025年4月11日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 15,190 株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式 1 株につき 金 2,797 円
4. 給付金額の総額	金 42,486,430 円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2025年4月11日開催の当社取締役会決議に基づき、下記6.記載の当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名及び執行役員14名並びに当社の相談役1名及び当社子会社の取締役を兼務する当社の顧問（顧問に相当する別名称の役職を含む。）7名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金 42,486,430 円（処分株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 2,797 円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※） 3名 3,906 株 当社の執行役員 14名 6,143 株 当社の相談役 1名 2,148 株 当社子会社の取締役を兼務する当社の顧問（顧問に相当する別名称の役職を含む。）7名 2,993 株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2025年4月28日

以上